

英語による法学初年次教育：契約法での経験と課題

田 岡 絵理子

- 1 はじめに
- 2 契約法講義の概要及び本講義における法学教育の目標到達点
- 3 課題の発見と克服
- 4 終わりに代えて：春学期の経験を経て、秋学期は法学教育へ

1 はじめに

本報告は、法学部グローバルコース（以下、Gコース）における英語による初年次教育について、報告者が担当する契約法講義での経験を例に、そこで直面した課題とその克服方法を報告するものである。当該経験から得た今後の課題を共有することで、今後のGコースにおける法学教育の発展に、ささやかながらも貢献ができるのであれば幸いである。初めに、契約法講義の概要と、本講義における法学教育の目標到達点を説明する。次に、Gコース初年度における本講義での経験から見えた課題と、その克服方法について説明する。最後に、今後の課題を述べることで、結びに変える。

2 契約法講義の概要及び本講義における 法学教育の目標到達点

契約法講義は、契約法Aと契約法Bがあり、Aが春学期開講科目、Bが秋学期開講科目と位置付けられる。Gコースの学生は、1年次から本講義の履修が可能である。契約法ABでは、それぞれ異なる内容を扱っており、同じ名称ではあるも、相互に独立した別科目として扱っている。そのため、一人の学生がAB両方を履修することも、また、Bのみ履修することも可能となるよう設計されている。Gコース初年度の春学期契約法の履修者数は17名（うちGコース以外の学生は1名）、秋学期は11名（うちGコース以外の学生7名）であり、

どちらも少人数クラスといえる編成であった。

講義の形式は、報告者が作成した教科書を使用し、学生は、各講義の前に当該講義で扱う箇所を事前に読んでくることを必須とし、講義中は、学生と対話形式で読んだ内容の確認をしながら進める形式をとる。予習をすることで、各講義で何が展開されるのかを事前に理解しておくことは、講義内容および教室内での議論の充実に資することはもちろん、加えて、とりわけ英語力が乏しい学生にとっては、講義についていくために有益であると考えている。

各講義は、少人数クラスであることを生かすべく、学生との対話の機会を積極的にもつことで、学生の理解度を測りながら進める形をとる。対話型で講義を進めることは、予習が必須であることを学生に自覚させるためにも必要であると考えている。

講義の目的は、(a) 日本の契約法についての基本的な理解と、(b) 諸外国法との比較から、諸外国契約法との差異、差異の理由、比較対象国の契約法の特徴を理解する、そして、(c) (a)(b)の学びを通じて、法学における学びはなんであるかを経験として理解すること、及び、法学の学びに必要な論理的思考力の基礎を構築することにある。講義で具体例を用いる際は、できる限り、裁判例を素材にすることで、学生が、契約法における法理論及び諸問題についての考察と、実社会での問題の現れ方とを接続できるようにすることも心がけている。

春学期における主要なトピックは、契約自由の原則とその制約法理、贈与契約を例にした契約概念の考察、債務不履行時の救済にかかる準則（履行強制・損害賠償・解除）、損害賠償制度のあり方（懲罰的損害賠償・利得吐き出し救済・損害賠償の予定）、消費者契約法などである。秋学期における主要トピックには、ディフォルトルールの意味、信義則、公序良俗、契約締結上の過失、事情変更法理、契約締結時の準則（申込みと承諾）、心裡留保、詐欺、錯誤、情報提供義務などがある。

3 課題の発見と克服

Gコースが始まり、最初の課題を簡単にまとめれば、「英語を学びにきた学生と、英語をまるで教えるつもりがない教員とのギャップをどう解消するか」という点であった。とりわけ、当初はこのギャップがあるということにも気づかなかったがために、対策が遅れたこともあり、課題の克服に時間がかかっ

た。

(1) 英語を学びにきた学生が契約法講義を履修することから生じる問題

初回の講義では、テキストの配布、講義の目的やスケジュール・試験形式等の確認、契約法とはどういうものかという導入であり、本格的な講義の開始は2回目以降からであった。2回目の講義では、1回目で配布したテキストの該当箇所を読んでくるよう指示をしていたため、学生は当然に予習をしてきていることを前提に講義に臨んだ。しかしながら、テキストの内容について、何を聞いても答えが返ってこず、結局、テキストの内容を1からなぞるような形でしか講義ができなかった。テキスト自体は、以前、早稲田大学国際教養学部にて民法を教えていた際のテキストがベースとなっており、教養学部の学生（その意味で、法学初学者）を読者に想定したテキストであるため、内容が難しすぎることはないであろうと推察される反面、だからといって、2回目（実質上の初回）から予習課題をこなさないような学生が来ているとも考えられず（教室内で、学習意欲は感じられたのであるから尚更である）、率直に「何が起きているのかがわからない」というのが感想であった。

2回目以降も、テキスト内容についてのごく基本的な理解を聞く質問を投げかけているだけにもかかわらず、質問に対しての答えがまるでないということが続き、また、学生らの顔つきをみても、質問の答えがわからないというだけでなく、「なぜそういう質問が向けられるのかもわからない」という顔をしていることから、結局、テキストの内容を1からなぞるということが続いていた。

講義においては、裁判例を素材にした事案の考察をする際、事実の概要と共に具体的な質問事項を設け、学生がプレゼンテーションで当該質問に答えるという機会も設けていたものの、プレゼンテーションで披露される内容は、与えられた質問に全く答えておらず、自由感想文のようなものであったり、質問内容とは全く無関係の（また、講義の予習で課された内容とも無関係の）話を自分たちで勝手に調べて披露するものが続き、学生のプレゼンテーションに対しては、「そんなことは聞いてもないし、テキストにも書いてはいないし、なぜ好き勝手に（適当に）話をして終わりにできるのか？」というのが、率直な感想であった。とはいえ、学生が不真面目に取り組んだ結果ではないことは、見ていれば分かるのであり、なぜ講義の中で、これほどまでに「話を通じない」

と感じる場面があるのかが不思議で仕方がなかった。

学生らとは、講義の後にも話をする機会をよく設けるようにしており、彼らからは「英語が難しい」という話はよく聞いていた。また、説明を簡単なものに咀嚼して、一つずつ丁寧に内容を確認しながら進む限りであれば、学生らも頷いて講義を聞いていたため、英語力が低いことに起因する理解力・分析力の低さ・遅さが原因となって、テキストの理解・講義の理解が不足するのであろうかと思うところもあったが、どこか釈然とせず、違和感が残る中で講義を続けていた。

違和感の出所が発覚した一つのきっかけは、下記の予習課題である。予習課題としては、テキストを読むことに加えて、事前に一定の問題に答える課題も与えることがあった。学生らには、reading assignmentとは別に、writing assignmentという形で与えた課題である。最初に与えた writing assignmentは、5月23日に提出させた履行強制についての課題である。テキスト中で直接強制・代替執行・間接強制の三つの方法について解説しており、それを読み進めると、解説の後に、具体例が挙げられている。そして、それぞれの各事例について、下記の事例で、‘If you are X, what measures would you request the court in order to enforce what you require Y to do?’という質問があり、いくつかの事例で、履行強制の方法としてどれが適当ないしは効果的と考えるかを答えさせるものであった。事例には、物の引渡債務が対象となる事例、相手に一定の作為を求める事例、不作為を求める事例を順番に挙げていき、最後に、そもそも履行の強制に適さない事例として、夫婦間の同居義務の例、及び絵描きが絵画を作成する債務の強制が問題となる場合を挙げていた。テキスト中には、あくまで履行強制の三つの方法についての基本的な説明と、どういう場面でどの方法が効果的であるかという解説があるにとどまるため、最後の二例については、テキスト中に具体的な解説は存しない。学生には、「最後の二例については、履行強制の方法を選ぶことになるものの、それでいいか」という形で、一旦、予習の時点で、自身で少し立ち止まって考えてもらった上で、講義の中で、履行強制にも対象の債務内容次第では限界があることを示すことを目的とした課題であった。

本課題では、各事例で、直接強制・代替執行・間接強制のどれが効果的と考えるかを答えるのみであるから、答えの形式も、文章で書くことは想定されていない¹⁾。しかしながら、本課題において、履行強制の手段を選択して回答を

しようと試みた学生は1, 2名であり、大半の学生の回答は、無関係な話、テキストにもない話を書き連ねたものとなっていた。例えば、「契約の解除ができる」「損害賠償請求ができる」「XとYは第三者を交えて話し合いで解決すべき（以後、話し合いの方法を説明）」、「話し合いがダメな場合には仲裁になってくれる人が警察を呼ぶ（以後、仲裁にどんな人がなれそうかを説明する）」などといった記述が延々と続くものである。作為を求める債務の強制について考える事例の一つには、マンションの一室に住む暴力団関係者のYが、自身の私物を共用スペースに置き、エレベーターに勝手に防犯カメラを設置するなどの迷惑行為をしており、マンション組合Xは、Yにそれらの撤去を求めたいと考えているとした事例もいれていたものの、そこにある「マンション」という点に目が向いたのか、民法612条を引用し、信託関係破壊法理について解説した上で、当該法理に基づいて賃貸借契約の解除ができると回答したのもあった。ちなみに、本課題が出された時点で、契約解除、損害賠償請求、賃貸借契約（信託関係破壊法理）のいずれについても学習していない（マンションも分譲であり賃貸事例ですらない）。そのため、テキストを読みつつも、テキスト以外の情報に取ってアクセスし、なんらかの検索をして答えを記載していることが明らかであった。

あまりにも出題意図が伝わっておらず、加えて、テキスト以外の情報を取って探しに行くのであるから、テキストの内容を理解しようという努力すらみとれないのである。もっとも、テキスト以外の情報を極めて積極的に探しているのであるから、真摯な学習意欲がそこには見て取れるのであり、その学習意欲が全く誤ったベクトルで発揮されている。これまでの「話が通じない」という場面と、同様のことが、このような極めて単純な宿題でも現れたことに驚き、このまま講義を続けていても学習効果がないと判断し、一度、学生全員の学び方を確認し、今後の学び方について話をする機会を設けることにした。

学生自身にも、自分たちの学びのどこでズレが起きているのかに、きちんと

1) 本課題は、早稲田大学の国際教養学部でも例年出題していた課題であるところ、学生らの答えは、結論だけ書いてあるか、結論に加えて、「物の引渡し対象だから」「第三者に代わりに行なってもらえる方が早いから」「不作為の事例だから」といったごく簡単な理由が付される形で答えが書かれるのが通常であった。

気づいてもらいたいと考え、まず、講義において、履行強制の方法についての解説を改めて行なった上で、writing assignmentを教室内で一緒に解いてみることにした。履行強制の方法について、講義で一つずつ丁寧に内容を詰めていき、その上で、writing assignmentで与えた事例と同じ事例を与えることで、学生自身に、writing assignmentの際に通るべきであった思考回路を経験してもらう（併せて、教室内であれば答えられる学生が現れることも確認し、本課題が学生自身の理解度が追いつかないような問題ではないことも確認する）。その上で、日本語で、「今回の課題は、今、教室で、みんなで考えたようにして答える問題だったのだけれど、自分たちがどんな風に回答をしたか覚えてる？ どうしてこんなに全然関係ない話がいっぱいできてきたんだろう？」と聞いてみることにした。それまでの講義は全て英語であったものの、率直な感想でないと対応策が見えてこないと考え、この質問以降の対話は日本語で行なっている。

学生からの最初の答えは、「なんかよくわかんなくて…」というものであったため、「分からない」という原因が、英語力の問題として文章が読めていないのか、理解力如何の問題なのか（あるいはその双方か）を探るべく、学生らのテキストを見て、彼らがどんな風にテキストを読み込んでいるのかを見せてもらうことにした。そこで分かったのは、writing assignmentができた学生とそうではない学生では、テキストの読み方（ないし赤線の引き方）がまるで異なっていたことである。直接強制についてのテキストの説明の抜粋を例にして示すと、下記のようなになる。下線部が引かれている箇所が、学生がハイライトをしていた箇所である。どこにハイライトが引かれているかに注意して比較されたい。

Writing assignment の回答ができた学生のテキスト例

(1) Direct Compulsory Execution (Article 414(1))

Suppose Y promised to sell a good to X, but repudiated his promise to deliver it to Y. X is entitled to have the good delivered to him. X may request the court to seek the specific performance of Y's contractual obligation to deliver the good as promised. In a nutshell, upon receipt of the court judgment ordering Y to deliver it to X, X may have court execution officers go to Y's premises, confiscate the good, and pass it on to X. (Of course, Y may

voluntarily deliver the good to X upon the court's decision.) This method of enforcement can be used when a defaulted contractual obligation involves delivery of goods, such as merchandise, money, land, and houses (see also, Articles 168 to 170 of the Civil Execution Act below).

回答ができなかった学生のテキスト例

(1) Direct Compulsory Execution (Article 414 (1))

Suppose Y promised to sell a good to X, but repudiated his promise to deliver it to Y. X is entitled to have the good delivered to him. X may request the court to seek the specific performance of Y's contractual obligation to deliver the good as promised. In a nutshell, upon receipt of the court judgment ordering Y to deliver it to X, X may have court execution officers go to Y's premises, confiscate the good, and pass it on to X. (Of course, Y may voluntarily deliver the good to X upon the court's decision.) This method of enforcement can be used when a defaulted contractual obligation involves delivery of goods, such as merchandise, money, land, and houses (see also, Articles 168 to 170 of the Civil Execution Act below).

回答できた学生は、内容を理解しようと試み、重要な内容と考える箇所に下線を引いている。それに対して、回答ができなかった学生は、分からない英単語に下線を引き、その横に日本語訳をつけているだけであった。学生の英語力に応じて、下線を引く箇所の数に違いはあったものの、回答ができなかった学生の読み方は、一律にこの読み方であり、分からない単語の理解に努めるだけであった。これは、「英語を学ぶ」読み方でしかなく、テキストの内容を咀嚼しようとしてはいない。テキストの内容を理解しようという意識で読んでいないため、テキストのポイントの把握もできず、内容もまるで頭に残らない。内容がまるで頭に残らないのであるから、このテキストを読んだ後に、事例が与えられて 'If you are X, what measures would you request the court in order to enforce what you require Y to do?' と聞かれても、前に読んだ内容との関連も把握できない。前に読んだ内容との関連も把握できないのであるから

ら、与えられた事例問題に、「基礎情報なし」で取り組む羽目になるのである。基礎情報がないのであるから、自分で思うがままにインターネットで関連しそうなところを検索して、それをもとに書くことを試みる…という思考回路が出てくるわけである。結果として現れたのが、writing assignmentの自由記載とも思える回答であった。学生らにも、「宿題は、テキストの理解を問うものに決まってるよね？基礎情報がないものを調べろというはずはないじゃない？」と聞いてみると、「確かに…。」と納得するのであるが、「読んだけど、問題とどう関係してるかとかは考えなかった。」という話であった。「どう関係しているかが分からなかった」のではなく、「どう関係しているか考えなかった」というのが、象徴的な答えであった。

上記のような学生らのテキストの読み方を見て、初めて、講義の中で「話が通じない」と感じていた原因が把握できた。講義の最中、テキストの基礎的な内容の確認を問う簡単な質問であっても、学生は答えられないどころか、あたかも今初めて聞いたかのような、まっさらな顔で聞いているような顔をしていたのであるが、それも、実際、彼らの頭がまっさらだったのだと思うと、合点がいく。学生らは「英単語を学ぶ」あるいは「英語を学ぶ」という読み方、理解の仕方しかしていないのに対して、報告者は、講義でテキストの内容を理解させようとしていたのであり、両者の視点が大きくすれ違っていたのである。そこで、学生には、高校の頃、日本語で書かれた日本史や世界史の教科書を学生ら自身がどういう風に読んでいたか（どこに赤線を引いていたか）と比較をさせつつ、Gコースでは、英語を学ぶのではなく、法律を学ぶのであり、テキストの内容把握（法律を学ぶこと）に取り組まないといけないことを伝えることにした。その上で、学生たちに、自身のwriting assignmentで、いかに不思議な思考回路で答えが出てきているのかを、改めて確認してもらうことにした。そこで出てきた学生らの意見の中には、「あの宿題を見た時、direct enforcementとかそういうことを書くのになって、一瞬、思ったんですよ。ただ、それだと一言で答えが終わっちゃって、それだとライティングじゃないじゃないですか？だから、なんか、いっぱい書いた方がいいのになって思って、ネットで賃貸借契約の条文を調べました」というものもあった。これに対して、一定数の学生が頷く姿を見て、「ああ、英語の授業のライティングをするつもりでいたのね…」と膝から崩れ落ちそうになった。今でこそ笑い話になるものの、学生がもつ「英語を学ぶ」という感覚がいかに深く根付いているの

かを印象付けるものでもあった。

(2) 克服方法

問題克服のために行わなければならないのは、「英語を学ぶ」のではなく、契約法の「内容を理解する」という意識で読み・聞き・議論をするという学生の意識の転換である。この意識の転換は、一朝一夕でできるものではないと考え、まず、予習課題で、読むだけではなく、テキストの内容把握を問う問題を課すことにした。内容把握の問題も、長文で答えるような問題になると、また、自由作文が出てくる可能性があると考え、マル・バツ問題で、事前課題で読んだテキストの箇所の内容を問うものを課した。文章で回答するものであっても、質問も答えも短文でできるものにするこことで、内容理解が問われていることが意識できるよう心がけた。かような writing assignment について、「英語の授業のライティングとは違うから」と説明しながら、講義でも答え合わせをして内容を確認し、学びの対象は、あくまで契約法であることを学生が意識できるよう、繰り返して練習を行なった。折よく、問題が発覚したのが履行強制の箇所であり、その後、債務不履行準則を扱っていたため、上記のような問題が出しやすかったことは運が良かったと思う。出題したのは、例えば、下記のような問題である。

When does a party Y delay in performance of his contractual obligation?

- (1) Y promised to sell a car to X with delivery to be made on October 7th.
- (2) Y promised to sell a car to X, but they didn't agree on any specific date for its delivery.
- (3) Y promised to sell a car to X, with delivery to be made when X moved to his new place.
- (4) Y promised to sell a car to X, with delivery to be made by the end of 2011.

講義の中でも、テキストの内容確認の質問をして、答えが出てこない時には、テキストの該当箇所を探させることで、テキストを読む際には、内容として重要な箇所を探してハイライトをつけるという視点が必要であることを経験してもらうことにした。

4 終わりに代えて：春学期の経験を経て、秋学期は法学教育へ

春学期は、文字通り、手探りで試行錯誤を繰り返し、違和感の出所を見つけたのが5月後半であったため、その後、克服を試みていたところで学期が終わってしまった。もちろん、意識の転換が早い学生もおり、徐々に、こちらの質問の意図を理解して答えようと試みる学生も出てきていた実感はあったが、後半のわずか1ヶ月半での進歩は限られていた。

これに対して、秋学期の契約法講義は、春学期で意識転換を試みたGコース学生と、Gコース以外の法学部上級生で構成されるクラスであったため、本来、契約法講義で行いたいと考えていたことが、行いやすい学びの環境となっていた。春学期から秋学期と、継続して契約法講義を履修した学生に話を聞くと、「春は、なんで自分が書いた答えがおかしいのかとか、先生がなんでそんな質問してくるのかとかがわからなくて、ストレスが多かったけれど、秋は何を勉強しないといけないのかがわかってきたから授業にもついていきやすい」と言ってくれたので、伝わってくれてよかったと思うとともに、「話が通じない」と感じていたのは私だけではなかったものであり、お互いにとってのストレス要因になってしまっていたのだと感じた。その点で、もう少し早くこの問題に気づくことができたら良かったというのが、初年度を終えての一番の反省点である。

次年度以降は、初年度での経験を活かして、学生らの学びの意識転換が早くできるよう、テキストの内容理解に意識を向けられるようにしたい。もっとも、次年度は、現在の1年生が先輩として新入生を迎えてくれるのであり、彼らが、自分たちが経験として積んだGコースの法学の学びを新入生に伝えてくれるであろうと期待している。次年度以降は、先輩として成長したGコース生の力を借りながら、少しずつでもGコースにおける法学の学びを深められるよう精進したい。